

循社第100号

令和2年（2020年）5月8日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会

会長 大野 羊逸 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

感染性廃棄物処理の継続に向けた取組等について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大の中、廃棄物行政に御協力いただき感謝申し上げます。

廃棄物の処理にあたっては、感染拡大防止を図りつつ、感染性廃棄物を迅速かつ適正に処理するとともに感染症に対する医療等の継続を妨げないことが重要です。そのためには、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物について、処理業者が正当な理由なくその他と異なる取扱いを医療関係機関等に求めることを慎むことと併せ、処理事業継続のための取組を早急に行うことが必要です。

つきましては、感染性廃棄物処理の継続のための対応について、別添写しのとおり各感染性廃棄物処理事業者に通知を行いました。

貴会におかれましては、感染性廃棄物処理業者である会員事業者が、通知記載の各対策に取組まれるよう周知頂くとともに、特にバックアップ体制の構築に向けて御対応頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染に係る宿泊療養施設が設置された場合の廃棄物の取扱いについて、別添写しのとおり併せて通知していることを申し添えます。

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課
担当：谷口、吉川
電話：096-333-2278
FAX：096-383-7680

(写し)

循社第100号

令和2年(2020年)5月8日

各感染性廃棄物処理業者 様

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課長

感染性廃棄物処理の継続に向けた取組等について(通知)

新型コロナウイルス感染拡大の中、医療機関から排出される廃棄物の処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

廃棄物の処理にあたっては、感染拡大防止を図りつつ、感染性廃棄物を迅速かつ適正に処理するとともに感染症に対する医療等の継続を妨げないことが重要です。そのためには、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物について、処理業者が正当な理由なくその他と異なる取扱いを医療関係機関等に求めることを慎むことと併せ、処理事業継続のための取組を早急に行うことが必要です。

つきましては、感染性廃棄物処理の継続のため、下記の対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染に係る宿泊療養施設が設置された場合、当該施設から排出される廃棄物については、当面、感染性廃棄物と同様の処理を行う予定です。

また、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物関連の情報は、県ホームページ(https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31640.html)に掲載しておりますので適時ご確認頂きますよう併せてお願いいたします。

記

1 感染防止

個人防護具の着用及び接触機会の削減等

- (例) ・マスク及び手袋等の保護具着用、消毒等の感染防止の徹底並びに必要な資材の確保
・社外の方との面談以外による打合せ実施

2 業務継続

濃厚接触者の削減及び業務縮小計画の策定等

- (例) ・収運業の場合、運転手等が濃厚接触者とならないような勤務形態導入
・処分業の場合、施設運転の交代勤務制(メンバー固定)の導入、引継ぎ縮減
・人員や物資の不足に備えた段階的業務縮小計画の策定

3 事業所単位で活動不能となった場合のバックアップ体制

同業他社との協力関係の構築及び排出事業者との調整

- (例) ・再委託先の事前確保
・同業他社との業務連携
・別の処分先確保に向けた排出事業者との調整

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課
担当：谷口、吉川
電話：096-333-2278
FAX：096-383-7680